



WAVE事務所便り

連絡先：〒501-3232

関市桜本町 2-32-4 エレガンスみやもと 302

電話：0575-24-3757 FAX：0575-24-3757

e-mail：hata50911@gmail.com

3月からの協会けんぽの保険料率と4月からの雇用保険料率

◆令和5年3月分からの健康保険料

令和5年3月分（任意継続被保険者にあつては同年4月分）の都道府県単位ごとの保険料率が全国健康保険協会のホームページに公表されました。令和4年度から引上げとなった都道府県は13、引下げとなった都道府県は33、現状維持は1県です。岐阜県は9.80%になります（令和4年度9.82%）。なお、40歳から64歳までの方に加算される介護保険料率は、1.64%から1.82%に変更になります。

【協会けんぽ「令和5年度保険料額表（令和5年3月分）」】
<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g7/cat330/sb3150/r05/r5ryouga/kuhyou3gatukara/>

◆雇用保険料率（令和5年4月1日～令和6年3月31日まで）

○一般の事業の雇用保険料率

労働者負担と事業主負担あわせて15.5/1,000となります（令和5年3月までは13.5/1,000）。失業等給付・育児休業給付の保険料率が労働者負担・事業主負担ともに5/1,000から6/1,000に変更になったことで上がりました。事業主のみ負担となる雇用保険二事業の保険料率については変更はなく、3.5/1,000です。

○農林水産・清酒製造の事業、建設の事業

農林水産・清酒製造の事業の雇用保険料率は労働者負担と事業主負担あわせて17.5/1,000となります（令和5年3月までは15.5/1,000）。

建設の事業は労働者負担と事業主負担あわせて18.5/1,000となります（令和5年3月までは16.5/1,000）。

失業等給付等の保険料率が、一般の事業と同じく、労働者負担・事業主負担ともに上がりました（6/1,000から7/1,000に変更）。雇用保険二事業の保険料率（事業主のみ負担）に変更はありません。

せん（農林水産 3.5/1,000、建設 4.5/1,000）。

【厚生労働省「令和5年度雇用保険料率のご案内」】
<https://www.mhlw.go.jp/content/001050206.pdf>

職場の生産性低下を招くことも……積極的に花粉症対策に取り組みましょう！

◆花粉症のシーズンが始まりました

毎年多くの人を悩ませる花粉症。2023年も花粉のシーズンがやってきました。今年のスギ花粉の飛散量は、過去10年平均の2.3倍ともいわれています。飛散量が多い年は初めて発症する人が多いとの指摘もされていますから、今年は特に注意が必要です。

◆花粉症による労働生産性の低下は大きな問題

花粉症は、くしゃみ、鼻水、鼻づまり、目のかゆみといった症状を引き起こし、生活や仕事に決して小さくない影響を及ぼします。実際、スギ

花粉症に代表されるアレルギー性鼻炎患者の労働生産性の低下による経済的損失は、日本全体で年間4兆円とも5兆円とも試算されているところです。

くしゃみや鼻をかむことで作業が中断させられたり、目のかゆみや鼻水で集中力を保ちづらかったり、鼻づまりで口呼吸が増えることにより体内に取り込む酸素の量が減少して判断力が低下したり……花粉症の従業員のパフォーマンスの低下を感じている方は少なくないのではないのでしょうか。

◆花粉症対策に取り組む企業も！

このような状況を踏まえ、企業として花粉症対策に取り組むところも出てきています。例えば、オフィスがそれほど広くない場合は、フィルター式の空気清浄機を設置することで、ほぼすべての種類の花粉を効率的に取り除くことが可能です。カーペットが静電気を帯びているとオフィス内に花粉が付着・蓄積しやすくなりますから、専門業者に帯電を防ぐ処理を依頼するのも有効です。花粉飛散のピーク時には在宅勤務を認めることも考えられるところで

す。

福利厚生として「花粉症手当」を設けている企業もあります。このような企業では、申請により医療機関の受診料や治療薬の費用を助成したり、花粉症専用マスクや目薬などの花粉症対策グッズを支給したりすることで、意識的に治療に取り組んでもらい、仕事の効率アップを図っています。

花粉症は対策も取りやすく、またその効果も実感しやすいものです。取組みを検討してみませんか。

3月の税務と労務の手続期限[提出先・納付先]

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付〔郵便局または銀行〕
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出＜前月以降に採用した労働者がいる場合＞〔公共職業安定所〕

15日

- 個人の青色申告承認申請書の提出＜新規適用のもの＞〔税務署〕
- 個人の道府県民税および

市町村民税の申告〔市区町村〕

- 個人事業税の申告〔税務署〕
- 個人事業所税の申告〔都・市〕
- 贈与税の申告期限＜昨年度分＞〔税務署〕
- 所得税の確定申告期限〔税務署〕
- 確定申告税額の延納の届出書の提出〔税務署〕
- 財産債務調書、国外財産調書の提出
- 総収入金額報告書の提出〔税務署〕

31日

- 健保・厚生年金料の納付〔郵便局または銀行〕
- 健康保険印紙受払等報告書の提出〔年金事務所〕
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出〔公共職業安定所〕
- 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）＜雇入れ・離職の翌月末日＞〔公共職業安定所〕
- 個人事業者の消費税の確定申告期限〔税務署〕

